

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

後期高齢者医療制度とは、高齢者の方の医療を国民の皆さんで支え合う医療保険制度のことです。

75歳以上のすべての方と65歳以上の一定の障がいのある方で、広域連合の認定を受けた方が対象です。

▼高額介護合算療養費制度をご存知ですか

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用して、いる世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、8月1日から翌年7月31日までの1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。また、支給額が500円以下の場合には支給されません。

手続きについて

対象の方には、北海道後期高齢者医療広域連合より申請書類が郵送されますので、必要事項を記入の上、総合窓口課医療給付グループへ郵送または窓口へお越しください。

問い合わせ

市総合窓口課医療給付グループ
☎23・6411
北海道後期高齢者医療広域連合
☎011・290・5601

■自己負担限度額表

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得】690万円以上 212万円
		【課税所得】380万円以上 141万円
		【課税所得】145万円以上 67万円
2割	一定以上所得者	56万円
1割	一般	31万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1) 19万円 区分Ⅰ(※2)

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

市内公共施設でデジタル障害者手帳「ミライロID」が利用できます

障害者手帳アプリ「ミライロID」のご紹介

デジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」は、障害者手帳情報(身体・療育・精神)を登録し、アプリ画面を対象公共施設の窓口に提示することで、利用料金等の減免が受けられます。

利用開始日 4月1日(火)から

利用可能施設 稚内市健康増進センター(温泉童夢)
稚内市各活動拠点センター
稚内市総合勤労者会館
稚内市港のゆ
稚内市生涯学習総合支援センター(風〜る)



※上記は代表的な施設です。ほかの利用可能施設は左の二次元コードからご確認ください。

※利用可能施設にはステッカーやポップ等の目印があります。

利用にあたっての注意点

「マイナポータル」との連携が完了したミライロIDに限り使用できます。連携が完了していないミライロIDは、資格確認には使用できません。また、稚内市健康増進センター(温泉童夢)で利用する場合は、住所のページを登録していないと使用できません。アプリの不具合等、通信環境により、ミライロIDを提示できない場合もありますので、あわせて障害者手帳を携帯されることをお勧めします。

登録方法

詳しい登録方法などについては、ミライロIDのHPをご確認ください。



ミライロIDのHP

問い合わせ/市社会福祉課障がい福祉グループ ☎23 - 6453

令和7年度

市営住宅の補充入居者を募集!

市では、令和7年度中に市営住宅で空き住宅が生じた場合の補充入居者を募集します。なお、令和6年4月から令和7年2月までの期間に補充入居申し込みをした方は、3月31日をもって申込待機権利が消滅しますので、再度申し込みください。

募集する住宅

富士見、恵比須、宝来、中央、緑ヶ丘、末広、潮見、はまなす、富岡、声問の各市営住宅

間取り

1LDK、2DK、2LDK、3DK、3LDK

受付期間

4月7日(月)～11日(金) 9時～17時

受付場所

市役所2階 都市整備課

申し込み資格

次の条件を全て満たしている方。
政令月収(※1)が15万8千円(裁量階層(※2)は21万4千円)以下。

- 入居希望者のいずれの方も市税を滞納していない。
- ペットを飼育していない。
- 市内に住所がある、または市内に主たる勤務場所があるか勤務しようとしている。
- 現に住宅に困窮していることが明らかである。
- 入居希望者のいずれの方も暴力団員でない。

も暴力団員でない。

令和6年1月1日から12月31日の期間、世帯の総収入が一定基準である。過去5年間、市営住宅において、明け渡し命令を受けていないこと。

政令月収：入居希望者

全員の年間所得から一定の控除を引いて12で割った額

(※1) 政令月収：入居希望者に一定の障がいがある方がいる場合や未就学児がいる場合 など

申し込みに必要な書類

- 市営住宅入居申込書
- ※3月31日(月)から4月4日(金)まで、市都市整備課で事前配布します。
- マイナンバーが分かるもの(入居者全員分)
- 令和6年分の所得等を証明する書類(収入がある方全員分)
- 納税証明書(成人の方全員分)
- その他必要な書類(障害者手帳など)

選考方法

条例に定める入居者選考委員会により待機番号を決定します。
・現在空室がないところは待機していただきます。
・(空室が発生しない場合は入居できません。)

特公賃住宅も募集します

宝来団地(15・1棟)の中堅所得者向け住宅も募集しています。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ

市都市整備課住宅管理グループ
☎23・6422